

観音寺市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、定期監査の結果報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年3月24日

観音寺市監査委員 佐伯文男
観音寺市監査委員 秋山忠敏

- 1 措置を講じた部局
観音寺市長
観音寺市教育委員会
- 2 監査実施期間
平成26年10月7日から同年11月21日まで
平成27年1月12日から同年2月20日まで
- 3 監査結果報告書の提出日
平成26年11月28日
平成27年2月25日
- 4 措置通知年月日
平成27年1月16日付（観音寺市教育委員会）
平成27年3月5日付、3月16日付、3月19日付（観音寺市長）
- 5 措置内容
別紙のとおり

監査委員の意見等に対する措置内容

【監査結果に関する報告書の提出日 平成26年11月28日】

対象 部 局	政策部 秘書課	
意 見 等		措 置 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 休暇・出張等について、庶務管理システムに移行されたが、今回の定期監査により、各課の事務処理が適正に行われていない為、秘書課より指導徹底されたい。 ○ 名札については、職員胸章着用規程にも定められているが、着用していない職員が見受けられるので、秘書課より指導徹底されたい。 ○ 職員の削減が進む中、今後の行政運営について支障をきたさないように、人材育成を考慮しながら、適材適所の人事配置に努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年12月1日の部長会議において各部長を通じて周知徹底した。 ○ 平成26年12月1日の部長会議において各部長を通じて周知徹底した。 ○ 部外研修の参加やOJT等により人材育成を図り、人事配置に関しては、個人の適性を見極め適材適所に努める。 	

対象 部 局	市民部 市民課	
意 見 等		措 置 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本年度より本人通知管理システムを導入しているが、登録者の増加については、人権課と連携して広報等周知の方法を検討されたい。また、システム導入については、費用対効果について、十分検討をし導入されたい。 ○ 住居表示事業について、長期間実施しているが、速やかに完了できるように、関係機関等との調整を図られたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在も人権課と連携しながら広報紙等に掲載しています。今後においては、人権課が行っている企業等説明会に今以上に協力し、広く周知できるよう努めます。また、これから登録者が増え事務量が増加していくことが予想されることから、システムは十分活用が期待できるものであり、検証もしっかり行ってまいります。 ○ 残る住居表示未実施17地区に新しい案を提示し、地元説明会等を行っているところです。住民のご理解が得られるよう、十分に調整を図り、実施できるよう努めてまいります。 	

<ul style="list-style-type: none"> ○ のりあいバスの広告料収入について、積極的に PR して広告の募集に努められたい。 ○ のりあいバスの運行管理の委託先については、費用対効果の面でも、今後は検討していく必要があると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告募集の方法を検討し、積極的な PR に努めてまいります。 ○ 委託先については、引き続き費用対効果の面で適正かどうか検証に努めてまいります。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

対 象 部 局	市民部 生活環境課
意 見 等	措 置 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 燧望苑の使用料における現金の取扱いについて、釣銭資金の交付を受けて処理するのが適当であり、釣銭資金を活用されたい。また、使用料の現金の保管については、長い期間事務所内で保管しており、入金の日も不定期であるので、今後は定期的に入金し、現金の保管には十分注意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかに、観音寺市釣銭資金交付要綱第3条により交付を受け処理いたします。 現金等の保管を厳重にするとともに、随時入金するように努めます。

対 象 部 局	市民部 伊吹支所
意 見 等	措 置 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 観音寺港の券売所で保管している運賃等の料金については、保管場所として適切な場所とは言い難いため、検討されたい。 ○ AED の設置数について、離島であるため救命救急の面からも、設置数の増加を望むものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状では適切な場所が見当たりませんので警備保障及び金庫の買い替えを検討する。 ○ 現在 AED は健康増進課により、「伊吹診療所」に増設され、「伊吹公民館」「ニューいぶき」船内と「伊吹小中学校」に設置されているので「ニューいぶき」が出航した後も3カ所には設置されています。 これからも、民間を含め増設を働きかけていきたい。

対 象 部 局	健康福祉部 子育て支援課	
	意 見 等	措 置 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金については、適正な審査を行い、慎重な取扱いに努められたい。 ○ 保育料過年度未納について、合併以前の未納については、処理方法を検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金については、補助団体から提出された決算書を精査のうえ、適正な執行に努めていく。 ○ 保育料過年度未納分については、関係法令に基づき、不能欠損処分を含め処理方法を検討していく。

対 象 部 局	健康福祉部 社会福祉課	
	意 見 等	措 置 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会への事業委託の件数が多いが、事業については定期的に見直しを行い、効率的な事業内容となるよう努められたい。 ○ 障害者の方が情報の共有ができるように、周知方法等について今後も検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託内容等について実績報告などの内容を定期的に十分精査することにより、効率的な事業内容となる見直しを行っていきたいと考えています。 ○ 全世帯に配布される広報紙を活用して制度等を周知していきたいと考えております。また、民生委員児童委員の皆様は制度及び障害者に対する理解を深めていただくことにより、市等へのパイプ役を担っていただきたいと考えております。

対 象 部 局	教育部 教育総務課	
	意 見 等	措 置 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事請負契約について、随意契約をする場合には、事前調査を十分に行い、慎重に契約を行うよう努められたい。 ○ 研修参加費を消耗品費で支出しているが、今後は負担金で支出するように幼稚園等に指導されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事請負契約における随意契約の締結については、事前の調査を十分に行うとともに適切な契約となるよう慎重に進めてまいりたい。 ○ 研修参加費については、適切な費目で支出するよう幼稚園等に指導を徹底したい。

対 象 部 局	教育部 学校教育課	
	意 見 等	措 置 内 容
	<p>○ 小学校共通事項 要保護・準要保護については増加傾向にあり、学校教育課等と連携をとり、適正な事務に努められたい。</p> <p>○ 教育センターは、不登校児童・生徒の解消等に向けて取り組んでいる重要な部門であり、今後も子供たちや保護者の力となり、職員は常に新しい知識と様々な事例を蓄え、柔軟な思考が求められており、効率的かつ効果的に業務を行っていただくよう望むものである。</p>	<p>○ 市教委と子育て支援課、学校が連携し、適正な事務処理ができるように学校事務担当者会等の機会に事務手続きについての留意事項を周知する。</p> <p>○ 学校と教育センターが密なる連携を取りながら、不登校児童・生徒の解消に向けた取り組みを今後も進めていく。 児童・生徒の社会性と耐性を養うため、有意義な体験活動や学習を今後も継続して実施する。 教育相談事業においては、事業の拡大と受付方法の見直し等により待機者の解消に努める。</p>

対 象 部 局	教育部 市民スポーツ課	
	意 見 等	措 置 内 容
	<p>○ 総合体育館、総合運動公園の使用料における現金の取扱いについて、釣銭資金の交付を受けて処理するのが適当であり、釣銭資金を活用されたい。</p>	<p>○ 随時、釣銭資金の交付を受け処理していきます。</p>

【監査結果に関する報告書の提出日 平成27年2月25日】

対 象 部 局	市民部 人権課	
	意 見 等	措 置 内 容
	<p>○ 駐車場のプリペイドカード使用簿について、領収書の添付もれがあるので適正に整備されたい。</p>	<p>○ 領収書の添付もれが無いように整備いたします。</p>

対 象 部 局	市民部 大野原支所	
意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集等委託事業で、年間を通して各種祭等に係るごみ収集委託を行っているが、今後は個々の委託内容が適正か精査し、当該契約について十分検討されたい。 ○ 萩の湯について、事業報告内容を精査し、実態を把握のうえ、施設の適切な管理運営が行われるよう指導、監督に努められたい。 ○ 現金出納簿について、出納員の引き継ぎが記載されておらず、適正に記載するよう整備されたい。 ○ 清掃委託について、履行確認を行う時は請負業者の報告書が、契約内容に沿った適切で十分なものか、履行確認のチェック体制を徹底し、引き続き適正な契約事務の執行に努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集等委託事業において、今後は、年間を通じて各種祭等について、個々の委託内容を精査し、公費負担が適正なもののみ委託契約して、実施いたします。 ○ 萩の湯について、事業報告内容を精査し、実態を把握のうえ、施設の適正な管理運営が行われるよう指導、監督いたします。 ○ 現金出納簿について、出納員の引き継ぎを適正に記載し、整備いたします。 ○ 清掃委託について、履行確認を行う時は請負業者の報告が、契約内容に沿った適正で十分なものか、履行確認のチェック体制を徹底し、引き続き適正な契約事務の執行に努めます。 	

対 象 部 局	市民部 豊浜支所	
意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現金出納簿について、鉛筆書きは改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な記録を整備されたい。 ○ 出張情報一覧表について、命令年月日、交通手段の記載もれがあり、適正に記載するよう整備されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査を受ける前月までは適正な筆記用具での記入をしていますが、修正を防ぐために一時鉛筆書きをしていましたので、今後は適正な筆記用具での記入をします。 ○ 支所においては出張がほとんどなく、庶務管理システムへの入力に不慣れであったので、今後は庶務管理システムマニュアルに基づく入力をします。 	

対 象 部 局	健康福祉部 健康増進課	
	意 見 等	措 置 内 容
	<p>○ 結核予防事業及びがん検診事業について、受診率の向上が医療費抑制につながることが見込まれるため、受診率を向上させることは重要である。今後も市民への制度周知と啓発活動等に加えて受診しやすい体制を整備され、受診率の向上に鋭意努力していただきたい。</p>	<p>○ がん検診受診率が向上する様、未受診への受診勧奨電話、受診しやすい体制を工夫した、複合検診や日曜検診、制度の周知と啓発活動等に取り組んでいきたい。</p>

対 象 部 局	経済部 商工観光課	
	意 見 等	措 置 内 容
	<p>○ 各種団体の補助金については、繰越額が多額な場合は事情を聴取し、事業内容等を審査し、公正かつ合理的基準に基づく交付に努められたい。</p>	<p>○ 今後は、補助団体の実績報告時に報告書及び会計報告の他、実際の事業と会計の実務に関し細部にわたり聴取し、繰越額の大きい団体の場合には、翌年度以降の補助額の減額に努める。</p>

対 象 部 局	建設部 都市整備課	
	意 見 等	措 置 内 容
	<p>○ 萩の丘公園の現金出納簿について、出納員、分任出納員の引き継ぎが記載されておらず、適正に記載するよう整備されたい。</p> <p>○ 現金出納簿について、鉛筆書きは改ざんの疑念を生じさせることから厳に慎まれ、適正な記録を整備されたい。</p> <p>○ 住宅使用料の現金の保管場所について、現在は個々に保管しているが、今後は手提げ金庫等の一括保管を行い、鍵については、課長等が管理するように見直しをされたい。</p>	<p>○ 引き継ぎの記載を行い対応済み。</p> <p>○ 適正に対応している。</p> <p>○ 一括管理し適正に対応している。</p>

○ 住宅使用料の収入未済について、これまでも努力されているが、収入未済額は依然として多額となっている。負担の公平性の観点からも、未収金の解消に努力されたい。	○ 観音寺市営住宅家賃等滞納整理要綱に基づき公平な対応で徴収に努めている。
--------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------

対 象 部 局	建設部 下水道課	
意 見 等	措 置 内 容	
○ 備品台帳について、異動の状況が記載されておらず、適正に記載するよう整備されたい。 ○ 下水道施設について、施設の有効性を最大限に発揮させるべく、加入促進や維持管理経費の軽減等の取り組みを進め、効率的な運営に努められたい。	○ ご指摘を受けた平成 23 年度からの備品の異動に関して、備品台帳の整備を実施。 ○ 普及促進対策として、新たに下水道管を布設する地区の住民に対し、接続推進活動を戸別訪問等にて実施。 また下水道関連施設については、既に包括的民営委託による維持管理業務の効率化・コスト縮減を進めています。 また予防保全的な管理を行うと伴に、長寿命化計画・耐震化計画に基づく事業運営を進めます。	

対 象 部 局	水道局 監理課	
意 見 等	措 置 内 容	
○ 水道料金について、現年分、滞納繰越分の収入率は年々向上しており、これまでも努力されているが、収入未済額は依然として多額となっている。受益者負担及び収入確保の見地から、今後とも徴収業務包括委託業者と一層の連携強化に取り組み、未収金の解消に努力されたい。	○ 現在、郵送・電話・訪問催告の頻度を上げて新規滞納者発生防止や常習者の削減に取り組み現年度分の対応を行っている。 また、悪質滞納者に対しても「停水執行」までのサイクル短縮や、分納誓約書違約による即時停水の徹底実施などを柱に過年度分滞納整理も行っている。更に、先日より徴収業務包括委託業者が他の事業体で経験した手法を取入れ、滞納	

	<p>状況や滞納者の傾向等を分析し、滞納者のランク分けを行っており、今後はより効率的な滞納整理を実施する予定である。</p> <p>先進事業体視察の状況でも、収納率98%前後での率向上は、どの事業体もなかなか困難であるとの見解ではあったが、毎朝のミーティング、日報・月報チェックなど、委託業者とこれまで以上に連携を密にして、より一層毅然とした態度で滞納整理強化を行いたい。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------